

□平成30年度事業計画の実施状況について

1. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

1号：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のない世帯）

2号（学校教育の利用希望）：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

2号（その他）：3歳以上の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

3号：3歳未満の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

《年度別計画 香美町全体》（単位：人）

年度		30年度（計画数値）						
区分		1号	2号		3号	計		
			学校教育の 利用希望	その他				
量の 見込み	自市町の子ども (①)	39	66	214	115	434		
	(他市町の子ども) (②)	0	0	2	0	2		
確保 方策	特定 教育 保育 施設	自市町 の子 ども	認定 こども園	0	0	27	11	38
			保育所	0	0	187	104	291
			幼稚園	39	66	0	0	105
			小計	39	66	214	115	434
	(他市町 の子 ども)	認定 こども園	0	0	0	0	0	
		保育所	0	0	2	0	2	
		幼稚園	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	2	0	2	
	自市町の子ども計 (③)		39	66	214	115	434	
	(他市町の子ども計) (④)		0	0	2	0	2	
差引	自市町の子ども (③-①)	0	0	0	0	0		
	(他市町の子ども) (④-②)	0	0	0	0	0		

（単位：人）

30年度（実績数値）				
1号	2号		3号	計
	学校 教育の 利用 希望	その他		
41	76	207	144	468
1	1	3	3	8
2	0	25	9	36
0	0	182	135	317
39	76	0	0	115
41	76	207	144	468
0	0	0	0	0
0	0	3	3	6
1	1	0	0	2
1	1	3	3	8
41	76	207	144	468
1	1	3	3	8
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

《年度別計画 香住区》

年度		30年度（計画数値）						
区分		1号	2号		3号	計		
			学校教育の 利用希望	その他				
量の 見込み	自市町の子ども(①)	23	53	142	86	304		
	(他市町の子ども)(②)	0	0	2	0	2		
確保 方策	特定 教育 保育 施設	自市町 の子 ども	認定 こども園	0	0	0	0	0
			保育所	0	0	142	86	228
			幼稚園	23	53	0	0	76
			小計	23	53	142	86	304
	(他市町 の子 ども)	認定 こども園	0	0	0	0	0	
		保育所	0	0	2	0	2	
		幼稚園	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	2	0	2	
	自市町の子ども計(③)		23	53	142	86	304	
	(他市町の子ども計)(④)		0	0	2	0	2	
	差引	自市町の子ども(③-①)	0	0	0	0	0	
		(他市町の子ども)(④-②)	0	0	0	0	0	

30年度（実績数値）				
1号	2号		3号	計
	学校教育の 利用希望	その他		
25	60	142	114	341
0	1	1	2	4
0	0	1	2	3
0	0	141	112	253
25	60	0	0	85
25	60	142	114	341
0	0	0	0	0
0	0	1	2	3
0	1	0	0	1
0	1	1	2	4
25	60	142	114	341
0	1	1	2	4
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

《年度別計画 村岡区・小代区》

年度		30年度（計画数値）						
区分		1号	2号		3号	計		
			学校教育の 利用希望	その他				
量の 見込み	自市町の子ども(①)	16	13	72	29	130		
	(他市町の子ども)(②)	0	0	0	0	0		
確保 方策	特定 教育 保育 施設	自市町 の子 ども	認定 こども園	0	0	27	11	38
			保育所	0	0	45	18	63
			幼稚園	16	13	0	0	29
			小計	16	13	72	29	130
	(他市町 の子 ども)	認定 こども園	0	0	0	0	0	
		保育所	0	0	0	0	0	
		幼稚園	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	
	自市町の子ども計(③)		16	13	72	29	130	
	(他市町の子ども計)(④)		0	0	0	0	0	
	差引	自市町の子ども(③-①)	0	0	0	0	0	
		(他市町の子ども)(④-②)	0	0	0	0	0	

30年度（実績数値）				
1号	2号		3号	計
	学校教育の 利用希望	その他		
16	16	65	30	127
1	0	2	1	4
2	0	24	7	33
0	0	41	23	64
14	16	0	0	30
16	16	65	30	127
0	0	0	0	0
0	0	2	1	3
1	0	0	0	1
1	0	2	1	4
16	16	65	30	127
1	0	2	1	4
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 地域子育て支援拠点事業

年度		30年度(計画数値)
量の見込み		9,648 人日
うち香住区		3,870 人日
うち村岡区・小代区		5,778 人日
確保方策	箇所数	3 か所
	うち香住区	1 か所
	うち村岡区・小代区	2 か所
	具体的な考え方	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)

30年度(実績数値)	
10,467 人日	
5,998 人日	
4,469 人日	
3 か所	
1 か所	
2 か所	
町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	

平成30年度実施施設名

- ①香住子育て・子育て支援センター
- ②高井子育て・子育て支援センター
- ③小代子育て・子育て支援センター

(2) 利用者支援事業

年度		30年度(計画数値)
量の見込み		4 か所
うち香住区		2 か所
うち村岡区・小代区		2 か所
確保方策	箇所数	4 か所
	うち香住区	2 か所
	うち村岡区・小代区	2 か所
	具体的な考え方	行政窓口で確保 (現在の3庁舎で対応する) 母子保健型として 「子育て世代包括支援センター」を設置

30年度(実績数値)	
4 か所	
2 か所	
2 か所	
4 か所	
2 か所	
2 か所	
行政窓口で確保 (現在の3庁舎で対応する) 母子保健型として 「子育て世代包括支援センター」を設置	

(3) 一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

年度		30年度(計画数値)	30年度(実績数値)	
量の見込み	①1号認定による利用	0 人日	0 人日	
	うち香住区	0 人日	0 人日	
	うち村岡区・小代区	0 人日	0 人日	
	②2号認定による利用	15,230 人日	8,568 人日	
	うち香住区	10,920 人日	6,837 人日	
	うち村岡区・小代区	4,310 人日	1,731 人日	
確保方策	一時預かり事業(幼稚園型)	15,230 人日	8,568 人日	
	具体策	実施園数	2 園	2 園
		うち香住区	1 園	1 園
		うち村岡区・小代区	1 園	1 園
		具体的な考え方	各幼稚園において実施	各幼稚園において実施

平成30年度実施幼稚園名(人数)

①香住(39) ②村岡(8)

(4) 一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の一時預かり)

年度		30年度(計画数値)	30年度(実績数値)	
量の見込み		100 人日	16 人日	
	うち香住区	96 人日	13 人日	
	うち村岡区・小代区	4 人日	3 人日	
確保方策	一時預かり事業(幼稚園型を除く)	100 人日	16 人日	
	具体策	保育所	4 か所	4 か所
		うち香住区	3 か所	3 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所
		認定こども園	1 か所	1 か所
		うち香住区	0 か所	0 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所
		具体的な考え方	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する

平成30年度実施施設名(人数)

①柴山7人 ②みなと4人 ③青葉2人

①宝樹0人

①小代3人

(5) 子育て短期支援事業

年度		30年度(計画数値)	30年度(実績数値)
量の見込み		1 人	0 人
確保方策	実施機関	香美町	香美町
	委託団体等	児童養護施設に委託	児童養護施設に委託

(6) 病児保育事業

年度		30年度(計画数値)	30年度(実績数値)	
量の見込み		209 人日	131 人日	
うち香住区		139 人日	131 人日	
うち村岡区・小代区		70 人日	0 人日	
確保方策	病児保育事業	139 人日	131 人日	
	具体策	病児対応型	1 か所	1 か所
			2 総定員	2 総定員
		うち香住区	1 か所	1 か所
			2 総定員	2 総定員
		うち村岡区・小代区	0 か所	0 か所
			0 総定員	0 総定員
	具体的な考え方	設定された区域ごとに整備(病院内に併設)	設定された区域ごとに整備(病院内に併設)	
	体調不良児対応型		2 か所	2 か所
			4 総定員	4 総定員
		うち香住区	2 か所	2 か所
			4 総定員	4 総定員
うち村岡区・小代区		0 か所	0 か所	
		0 総定員	0 総定員	
具体的な考え方	保育所内で実施	保育所内で実施		

平成30年度実施施設名(人数)
①香住病院内病児保育室(12)

平成30年度実施施設名(人数)
①みなと(45) ②青葉(74)

(7) 時間外(延長)保育事業

年度		30年度(計画数値)	30年度(実績数値)		
量の見込み		7 人	22 人		
うち香住区		4 人	14 人		
うち村岡区・小代区		3 人	8 人		
確保方策	時間外(延長)保育事業	7 人	22 人		
	具体策	保育所	4 か所	3 か所	
			うち香住区	3 か所	2 か所
			うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所
		認定こども園	1 か所	0 か所	
			うち香住区	0 か所	0 か所
			うち村岡区・小代区	1 か所	0 か所
	具体的な考え方	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する		

平成30年度実施施設名(人数)
①みなと(10) ②青葉(4)

①宝樹(8)

※ 認定区分ごとの最大利用時間を超えて保育が必要な子どもに対する時間外(延長)保育事業

(8) 放課後児童健全育成事業

年度		30年度(計画数値)		30年度(実績数値)	
区分		小学1～3年生	小学4～6年生	小学1～3年生	小学4～6年生
量の見込み		109人	36人	123人	26人
内訳	1 香住小学校区	44人	12人	66人	7人
	2 奥佐津小学校区	0人	6人	2人	0人
	3 佐津小学校区	19人	6人	3人	0人
	4 柴山小学校区	9人	0人	6人	0人
	5 長井小学校区	0人	0人	3人	1人
	6 余部小学校区	0人	0人	1人	2人
	7 村岡小学校区	19人	6人	24人	6人
	8 兎塚小学校区	9人	0人	3人	3人
	9 射添小学校区	9人	6人	9人	4人
	10 小代小学校区	0人	0人	6人	3人
確保方策		109人	36人	123人	26人
内訳	1 香住小学校区	44人	12人	66人	7人
	2 奥佐津小学校区	0人	6人	2人	0人
	3 佐津小学校区	19人	6人	3人	0人
	4 柴山小学校区	9人	0人	6人	0人
	5 長井小学校区	0人	0人	3人	1人
	6 余部小学校区	0人	0人	1人	2人
	7 村岡小学校区	19人	6人	24人	6人
	8 兎塚小学校区	9人	0人	3人	3人
	9 射添小学校区	9人	6人	9人	4人
	10 小代小学校区	0人	0人	6人	3人
具体的な考え方		小学校区ごとに開設 (意向調査を実施し開設を決定する)		小学校区ごとに開設 (意向調査を実施し開設を決定する)	

※参考

平成30年度幼稚園児利用人数

—
奥佐津(4)
佐津(7)
柴山(5)
長井(2)
余部(4)
—
うづか(4)
射添(5)
—

平成30年度実施クラブ名

スマイルかすみ
スマイルおくさづ
スマイルさづ
スマイルしばやま
スマイルながい
スマイルあまるべ
ふれあいむらおか
ふれあいうづか
ふれあいいそう
かがやきおじろ

※ 香住小学校区及び村岡小学校区以外の幼稚園児については、放課後児童健全育成事業で対応

(8-1) 放課後子ども総合プランにかかる記載事項

① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量

年度	30年度(計画数値)
一体的に実施する目標量	6 箇所

30年度(実績数値)
1 箇所

平成30年度実施校区名

①射添

② 放課後子ども教室の整備計画

年度	30年度(計画数値)
実施箇所数	6 箇所

30年度(実績数値)
6 箇所

①佐津 ②柴山 ③長井
④余部 ⑤射添 ⑥小代

③ 放課後子ども総合プラン推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携するとともに、コーディネーターが事業を調整し、一体的な実施のための共通プログラムを企画・実施します。また、放課後児童クラブの開所時間延長、小学校余裕教室の活用等、総合教育会議等で総合的な放課後対策を検討します。

(9) 妊婦に対する健康診査

☆人数は、当該年度中に検診を受けることが見込まれる妊婦の実人数を記載。

☆妊娠期間の関係で2か年度に渡り検診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上。

年度		30年度(計画数値)	30年度(実績数値)
量の見込み	人数	150 人	141 人
	検診回数	1,300 回	1,150 回
確保方策	実施場所	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院 タグチレディースクリ ニック
	実施体制	15 人	21 人
	検査項目	基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん 検診、超音波検査等、 その他 主治医が認め た検査	基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん 検診、超音波検査等、 その他 主治医が認め た検査
	実施時期	年間	年間

※実施場所＝助成券発行対象

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

☆現行と同様に実施(確保方策は保健師数)

年度		30年度(計画数値)	30年度(実績数値)
量の見込み		80 人	87 人
確保方策	実施体制	6 人	7 人
	実施機関	香美町	香美町
	委託団体等	—	—

(11) 養育支援訪問事業

☆現行と同様に実施(確保方策は保健師数)

年度		30年度(計画数値)	30年度(実績数値)
量の見込み		35 人	39 人
確保方策	実施体制	7 人	7 人
	実施機関	香美町	香美町
	委託団体等	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会等

評価項目	評価				評価に対する所見等
	A	B	C	回答なし	
1 教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	6	5	0	1	許容範囲だが、量の見込みと実績数値に差異がある。
2 地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保の内容及び実施時期					
(1) 地域子育て支援拠点事業	8	3		1	活動が強制的と耳にする。人数確保の事業は無意味だと思う。
(2) 利用者支援事業	10	1		1	
(3) 一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	7	4		1	
(4) 一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の一時預かり)	4	7		1	制度としては問題ないが、利用料が高額であると思う。
(5) 病児保育事業					
(6) 時間外(延長)保育事業	8	2	1	1	増の必要あり。
(7) 放課後児童健全育成事業	6	5		1	
(7-1) ① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	4	7		1	子ども教室の内容がどの様なものか気になる。
(7-1) ② 放課後子ども教室の整備計画	7	4		1	
(8) 妊婦に対する健康診査	8	3		1	
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	4	7		1	
(10) 養育支援訪問事業	4	5	2	1	増の必要あり。

評価の基準 A(おおむね達成) B(特に問題なし) C(見直し等が必要)

子育てのための施設等利用給付の創設

資料 1 2

新設

子どものための教育・保育給付

幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

幼稚園

保育所

認定こども園

※ 私立保育所については、児童福祉法により市町村が保育の実施義務を担うことに基づき措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

子育てのための施設等利用給付

幼稚園(新制度未移行)、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用に係る財政支援

施設等利用費

幼稚園(新制度未移行)

特別支援学校(幼稚部)

幼稚園預かり保育

認可外保育施設等

- 支給要件 以下のいずれかに該当する子どもであつて、市町村の認定を受けたものを対象とする。
 - ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子ども
 - ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであつて、保育の必要性がある子ども
- ※ 教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであつて、当該子どもに係る施設型給付費等の支給を受けている場合は対象外

令和元年10月から 3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - 給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、年収360万円以上相当世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず等)の費用が免除されます。

(注)きょうだい順位のカウントは、教育認定においては「小学校3年生以下の範囲」で、保育認定においては「小学校就学前の範囲」で行います。

- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(保育所の利用と同等の要件)があります。
現在利用中の方には、個別にご案内をいたします。

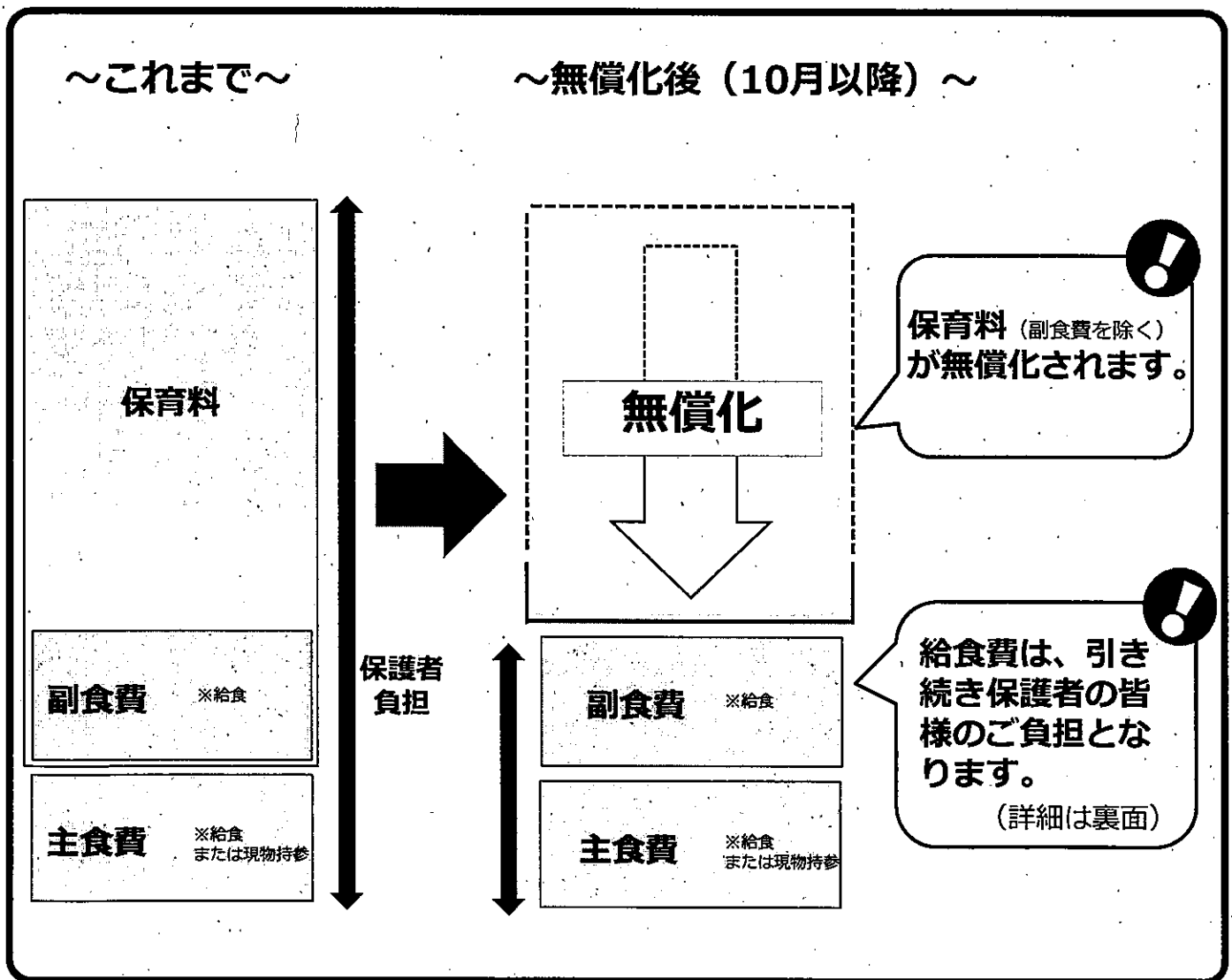
- **利用日数に応じて、預かり保育の利用料が無償化されます。**
(裏面参照)

令和元年10月から、保育料が無償化されます

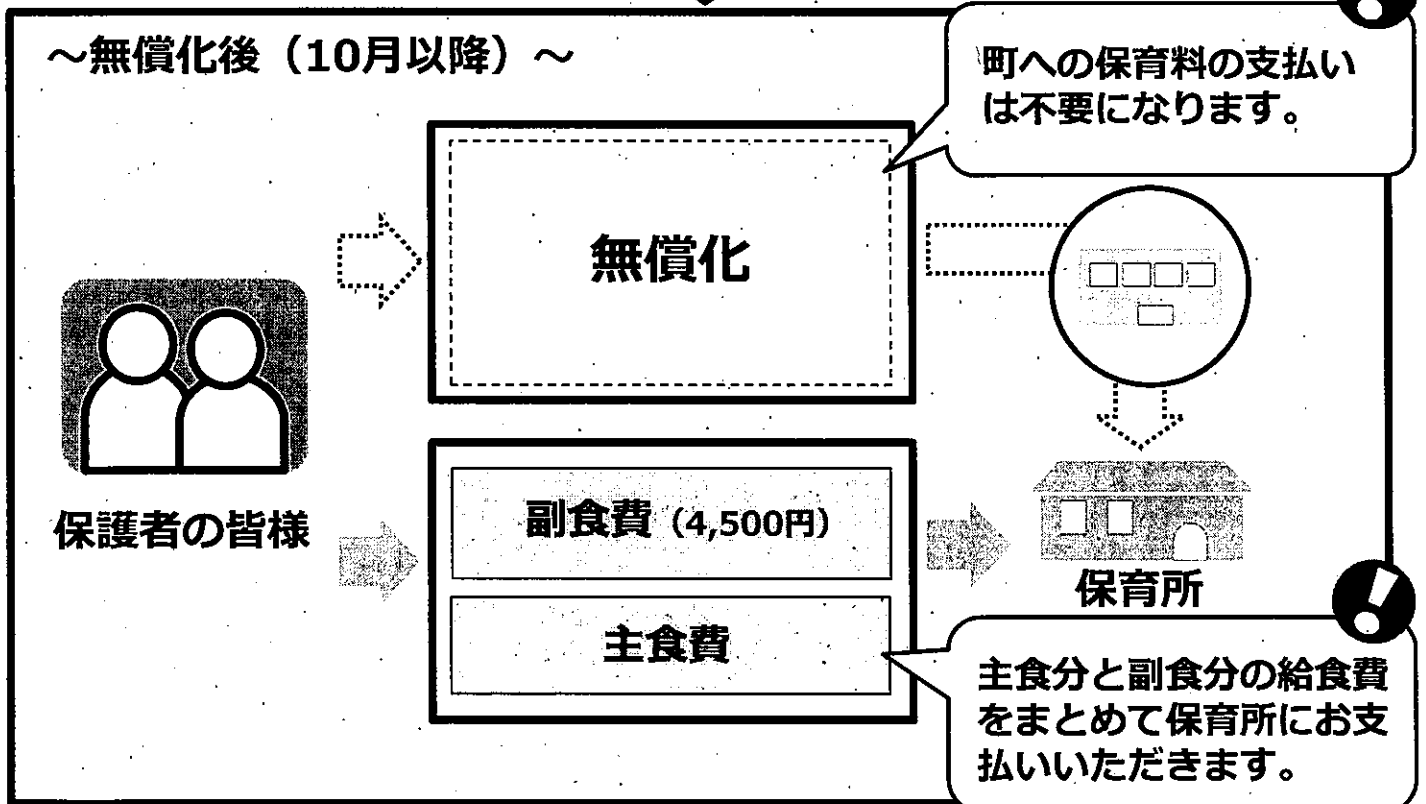
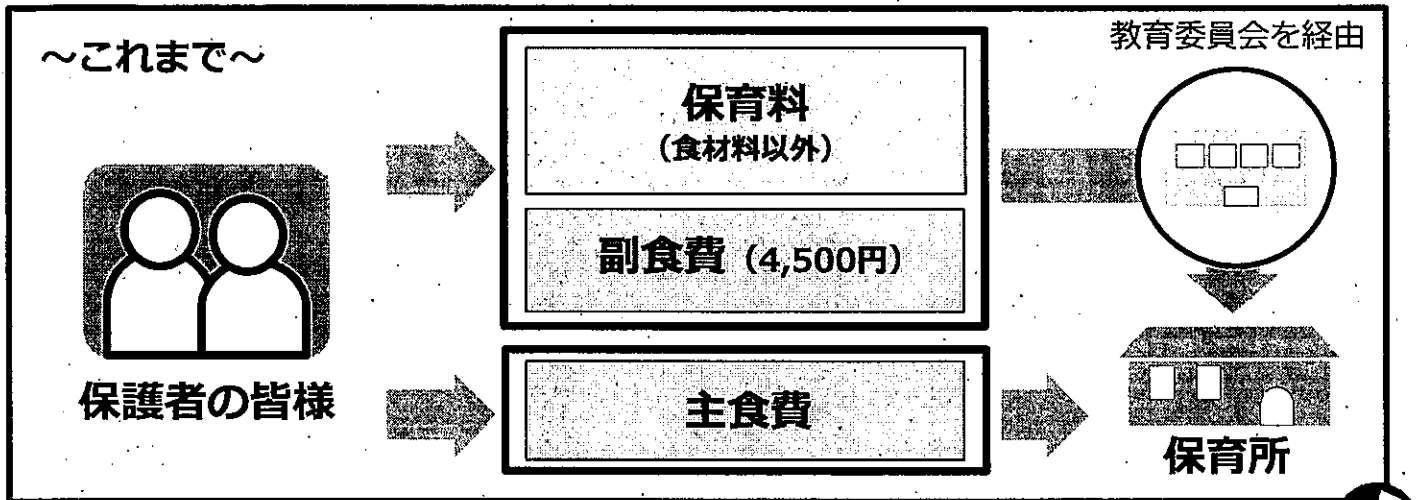
○ 令和元年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、お支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

(詳細は裏面をご覧ください。)



- 現在、3～5歳児の給食費は、
 - ・主食（白ごはん）分については直接、保育所に、
 - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）教育委員会を通じて、お支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



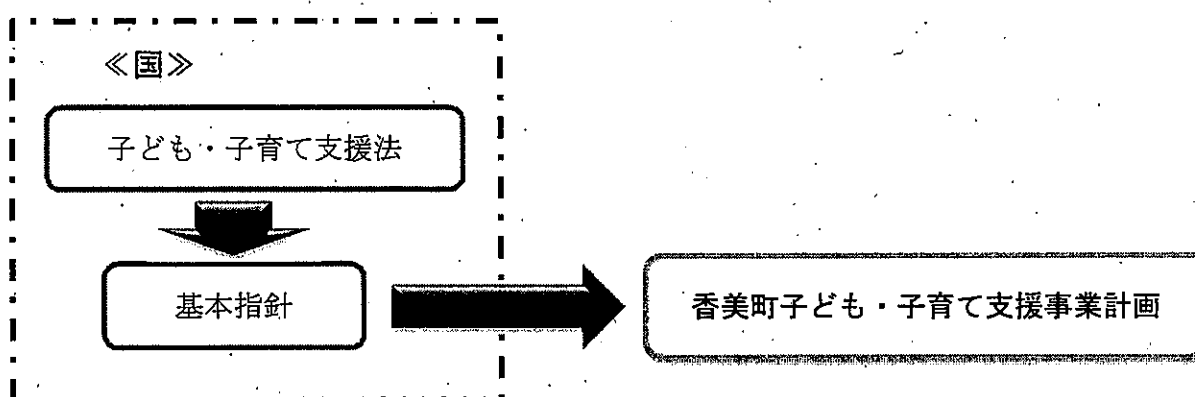
問い合わせ先：香美町教育委員会 こども教育課 TEL:0796-94-0101

国の基本指針と「香美町子ども・子育て支援事業計画」について

1. 計画の位置づけ

- ・国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定する。（子ども・子育て支援法第60条）
- ・市町村は、国の定める基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める。（子ども・子育て支援法第61条）

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、教育・保育の提供体制の確保など業務の円滑な実施に関し定めることとなっています。



2. 計画期間

- 第1期 … 平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度）
- 第2期 … 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、基本的に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」を記載する。

基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「必須記載事項」と地域の実情に応じて定めることとする「任意記載事項」が規定されている。

【必須記載事項】

- 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項
- 2 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期に関する事項

- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期に関する事項
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容に関する事項

【任意記載事項】

- 1 計画の理念等
- 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 その他（計画期間、計画の達成状況の点検と評価）

4. 「香美町子ども・子育て支援事業計画」の全体イメージ

<p>I 計画の策定にあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけ、目的、役割 ・子育てを取り巻く現状、ニーズ調査結果 など
<p>II 計画の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、方針、体系 ・目標、施策の方向性 など
<p>III 事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の設定、 保育の量の見込み、 提供体制の確保の内容、 実施時期に関する事項 <u>の必須項目</u> ・計画の理念等 <u>の任意記載事項</u> など
<p>IV 計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進方法、進行管理 など

香美町子ども・子育て支援事業計画の理念と目標（案）

1. 基本理念

この計画が目指す子育て支援のあるべき姿を以下のように設定します。

「安心して子育て・子育てができる町」

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎をなす未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子育ては、「保護者が子育ての第一義的責任を有する」との基本的認識を前提とし、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう社会全体で支援します。

行政は、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働し、それぞれの役割を果たしながら一体的に子育て・子育てを支援することにより、安心して子育てができ、すべての子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町を目指します。

2. 基本目標

計画の基本理念を実現するために、基本目標を設定します。

(1) 子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

・発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するとともに、子どもとの関わり方等に関する「親育ち」の支援を行います。

(2) 小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

・親の負担や不安、孤独感を和らげ安心して子育て・子育てができるよう妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

(3) 誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

・地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を「質」、「量」両面にわたって充実を図ります。

(4) 安心して子どもを産み育てることができる町

・安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えます。
・保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行います。

(5) 地域で子育て・子育てを支えることができる町

・家庭、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働し、それぞれの役割を果たすとともに、地域の人材を生かし子育て・子育てを支援します。

子ども・子育て支援事業計画の「人口等の動向」について

1. 人口等の動向

(1) 人口の推移

香美町の人口は、平成7年（1995年）と27年（2015年）を比べてみると6,228人減少し、しかも、その減少率は大きくなる傾向にあります。この減少傾向は、今後も続くと考えられており、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」では、令和27年（2045年）の将来推計人口を9,077人と推計しています。

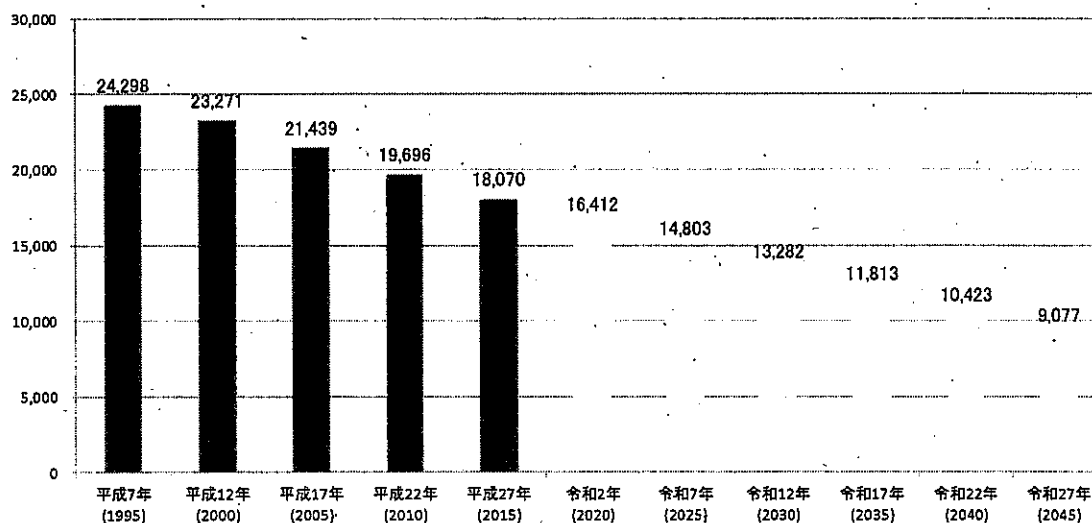
■人口の推移

(単位：人)											
	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
香美町	24,298	23,271	21,439	19,696	18,070	16,412	14,803	13,282	11,813	10,423	9,077
対前年増減		(1,027)	(1,832)	(1,743)	(1,626)	(1,658)	(1,609)	(1,521)	(1,469)	(1,390)	(1,346)
対前年増減比		-4.2%	-7.9%	-8.1%	-8.3%	-9.2%	-9.8%	-10.3%	-11.1%	-11.8%	-12.9%
H22経過年数				0	5	10	15	20	25	30	35
H22比較人口				0	(1,626)	(3,284)	(4,893)	(6,414)	(7,883)	(9,273)	(10,619)

香美町	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
0～4歳	585	487	393	330	277	230	189
5～9歳	664	589	490	395	332	280	233

※平成27年までは国勢調査結果

※令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」



(2) 年齢3区分別人口の推移

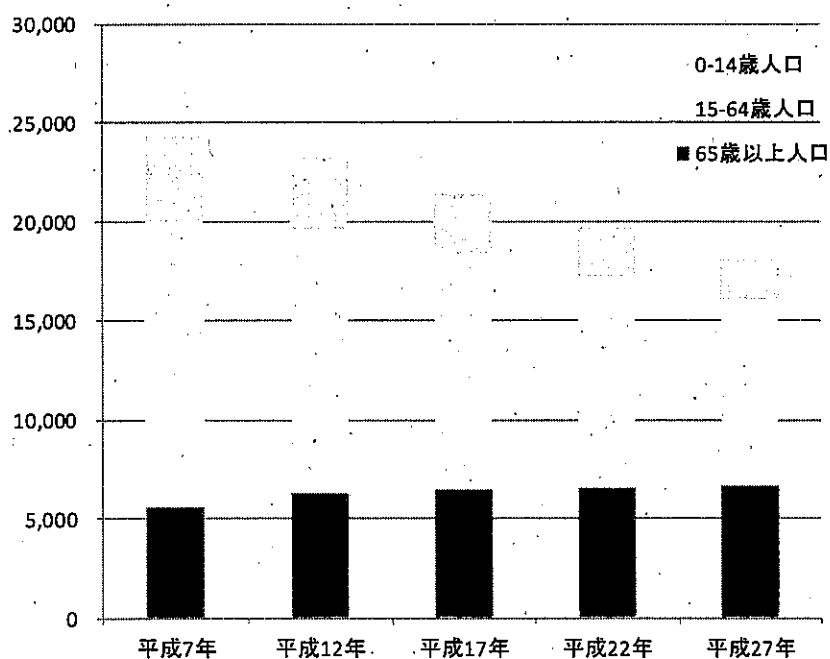
年齢3区分別の人口では、年少人口割合（0～14歳）が減少し、老年人口割合（65歳以上）が増加する少子高齢化の傾向が進行しています。平成31年（2019年）4月1日現在の年少人口割合は11.1%、高齢者割合は34.2%となっています。

■年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
65歳以上人口	5,583	6,271	6,470	6,521	6,630
15-64歳人口	14,414	13,299	11,906	10,680	9,375
0-14歳人口	4,301	3,701	3,063	2,495	2,065
計	24,298	23,271	21,439	19,696	18,070

老年人口割合（65歳以上人口／人口）	23.0%	26.9%	30.2%	33.1%	36.7%
年少人口割合（0-14歳以上人口／人口）	17.7%	15.9%	14.3%	12.7%	11.4%



(3) 出生の動向と就学前児童の推移

出生数は、平成22年度(2010年度)と30年度(2018年度)を比べてみると47人減少し、就学前児童も、平成22年(2010年)と31年(2019年)をくらべると267人減少しています。

香美町の合計特殊出生率は1.82で、国、県より高い水準にありますが、人口を維持するために必要な合計特殊出生率は、2.07と言われており、自然動態、社会動態からみると、今後も人口減が予測されます。

■出生数の動向

(単位：件)

自治区	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
香住区	91	99	78	78	85	78	65	71	69
村岡区	32	21	30	22	24	13	17	13	13
小代区	13	11	9	9	5	8	10	4	7
計	136	131	117	109	114	99	92	88	89

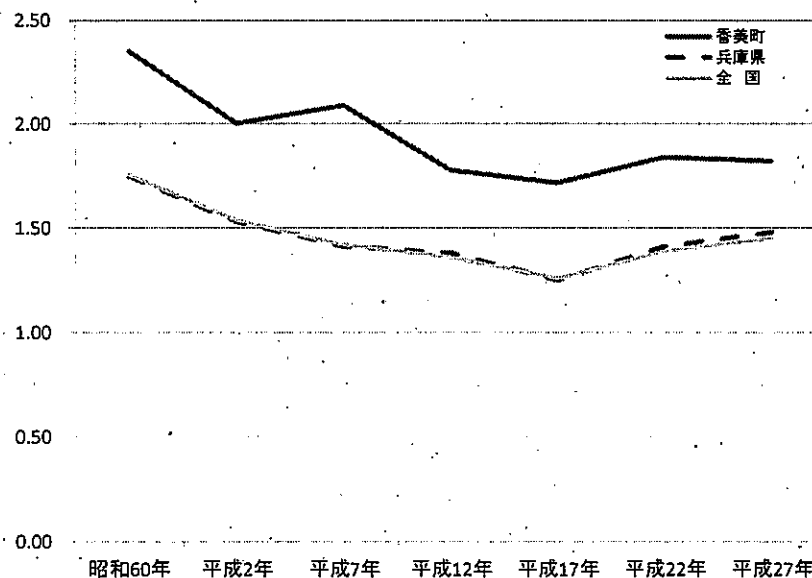
※4月1日～3月31日

(資料：町民課)

■合計特殊出生率

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
香美町	2.35	2.00	2.09	1.78	1.72	1.84	1.82
兵庫県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45

(資料：兵庫県HPより)



(4) 婚姻の動向

婚姻件数は、平成22年(2010年)に70件、平成29年(2017年)に59件で、年により増減を繰り返していますが、国勢調査による未婚率の推移をみると平成12年(2000年)から27年(2015年)にかけてどの年齢層においても未婚率の割合が増加しています。特に、40歳以上でも未婚率が高い状態が続き、未婚化、晩婚化が進行しています。

一方、離婚件数には大きな変動は見られず、やや現象傾向にあります。

■未婚者数と未婚率の推移

＜男性＞					＜女性＞				
(人)					(人)				
総数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	総数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
30～34歳	537	537	430	397	30～34歳	512	512	402	323
35～39歳	616	521	510	421	35～39歳	616	524	501	395
40～44歳	738	602	499	513	40～44歳	725	607	515	481
45～49歳	871	715	596	485	45～49歳	741	704	592	490
未婚者	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	未婚者	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
30～34歳	254	271	214	209	30～34歳	102	127	129	99
35～39歳	170	173	203	171	35～39歳	43	81	85	90
40～44歳	145	153	143	187	40～44歳	29	33	72	58
45～49歳	116	133	147	136	45～49歳	23	26	27	63
未婚率	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	未婚率	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
30～34歳	47.3%	50.5%	49.8%	52.6%	30～34歳	19.9%	24.8%	32.1%	30.7%
35～39歳	27.6%	33.2%	39.8%	40.6%	35～39歳	7.0%	15.5%	17.0%	22.8%
40～44歳	19.6%	25.4%	28.7%	36.5%	40～44歳	4.0%	5.4%	14.0%	12.1%
45～49歳	13.3%	18.6%	24.7%	28.0%	45～49歳	3.1%	3.7%	4.6%	12.9%

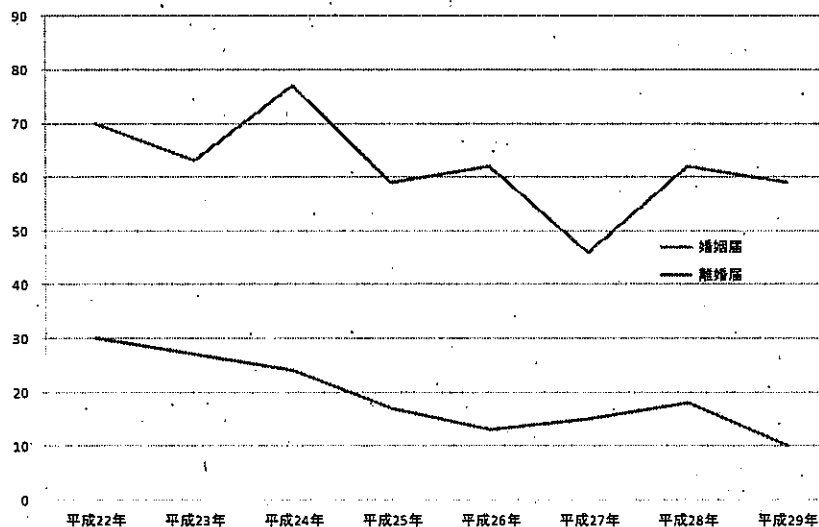
(資料：国勢調査)

■婚姻・離婚届出数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻届	70	63	77	59	62	46	62	59
離婚届	30	27	24	17	13	15	18	10

※1月1日～12月31日

(資料：人口動態統計)



(5) 世帯数の推移

平成7年(1995年)の世帯数は6,816世帯、平成27年(2015年)には6,228世帯となり、588世帯減少しました。また、一世帯当たりの人数も減少しています。

核家族の割合は、平成7年(1995年)46.4%、平成27年(2015年)49.4%へと増加しました。

なかでも65歳以上の核家族世帯数は、平成7年(1995年)は1,162世帯でしたが平成27年(2015年)には1,817世帯となり655世帯も増加しています。

■世帯数等の推移

(単位：世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数の推移(A)	6,816	6,878	6,630	6,449	6,228
1世帯当たり人数	3.56	3.38	3.23	3.05	2.90
核家族世帯数(B)	3,162	3,254	3,259	3,162	3,077
夫婦のみ(C)	1,224	1,306	1,340	1,307	1,301
夫婦と子(D)	1,508	1,464	1,382	1,309	1,223
男親と子(E)	71	71	76	89	89
女親と子(F)	359	413	461	457	464
核家族割合(B/A)	46.4%	47.3%	49.2%	49.0%	49.4%
夫婦のみ世帯割合(C/A)	18.0%	19.0%	20.2%	20.3%	20.9%
夫婦と子世帯割合(D/A)	22.1%	21.3%	20.8%	20.3%	19.6%
男親と子世帯割合(E/A)	1.0%	1.0%	1.1%	1.4%	1.4%
女親と子世帯割合(F/A)	5.3%	6.0%	7.0%	7.1%	7.5%
65歳以上					
核家族世帯数(G)	1,162	1,446	1,651	1,724	1,817
夫婦のみ(H)	690	848	920	904	935
夫婦と子(I)	246	302	369	425	463
男親と子(J)	37	35	50	61	68
女親と子(K)	189	261	312	334	351
核家族割合(G/B)	36.7%	44.4%	50.7%	54.5%	59.1%
夫婦のみ世帯割合(H/C)	56.4%	64.9%	68.7%	69.2%	71.9%
夫婦と子世帯割合(I/D)	16.3%	20.6%	26.7%	32.5%	37.9%
男親と子世帯割合(J/E)	52.1%	49.3%	65.8%	68.5%	76.4%
女親と子世帯割合(K/F)	52.6%	63.2%	67.7%	73.1%	75.6%

(資料：国勢調査)

(6) 産業構造別就労人口と女性の就労状況の推移

国勢調査による産業別就労者数の推移をみると、全国的な傾向と同様に第1次産業に従事する割合が減少し、第3次産業に従事する割合が増加しています。

サービス産業を中心とする第3次産業の就労者割合の増加は、消費者の志向に合わせた就労により、親が子どもと過ごす時間に大きな影響を与えることが想定されます。

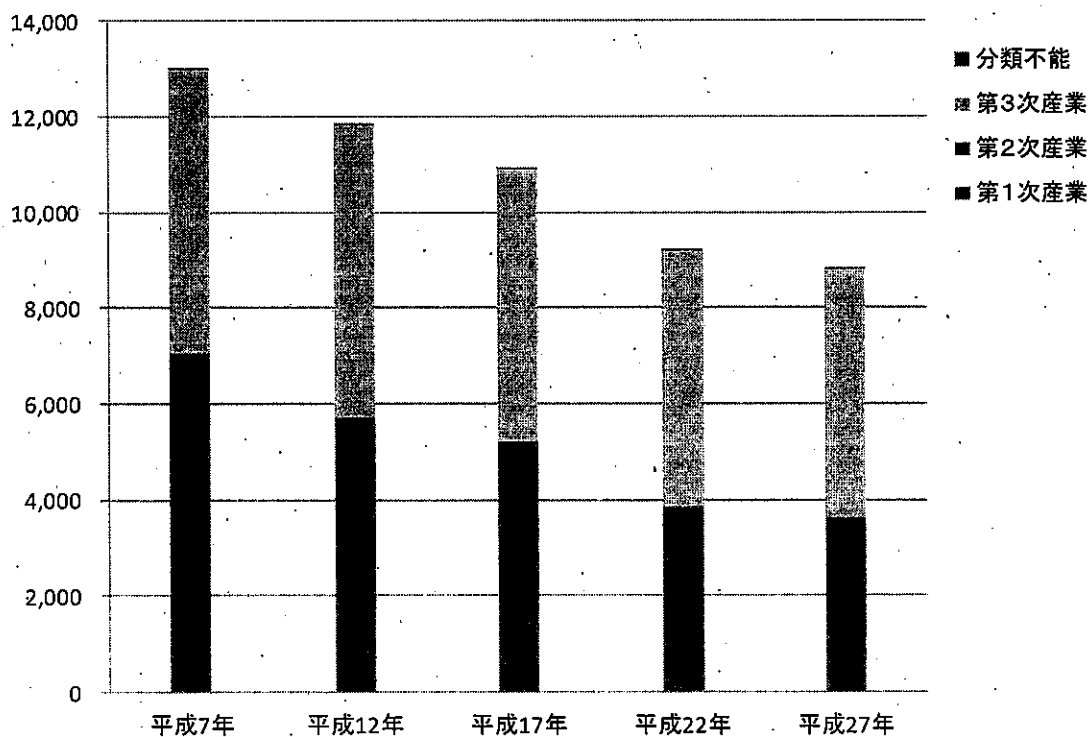
また、就業率は近年増加傾向となっています。特に、子育て世代である30歳から44歳の女性の就業率は大幅に増加しています。この傾向は今後の子育て支援サービスの提供に大きな影響を与えることが想定されます。

■産業構造別就労人口の推移

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	2,608	1,844	1,901	1,108	1,124
第2次産業	4,444	3,847	3,287	2,746	2,490
第3次産業	5,926	6,139	5,720	5,325	5,200
分類不能	18	15	20	24	17
計	12,996	11,845	10,928	9,203	8,831

(資料：国勢調査)

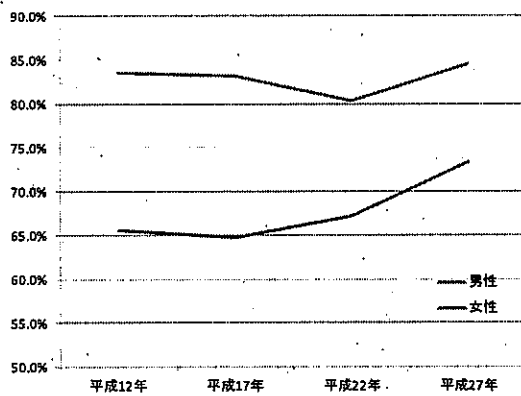


■産業構造別（男女別）就労人口の推移（15～54歳）

（単位：人、％）

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
男性	総人口	5,248	4,513	3,852	3,390
	就業人口	4,386	3,754	3,095	2,865
	就職率	83.6%	83.2%	80.3%	84.5%
女性	総人口	4,916	4,315	3,741	3,135
	就業人口	3,227	2,796	2,512	2,299
	就職率	65.6%	64.8%	67.1%	73.3%
計	総人口	10,164	8,828	7,593	6,525
	就業人口	7,613	6,550	5,607	5,164
	就職率	74.9%	74.2%	73.8%	79.1%

（資料：国勢調査）



■女性の年齢階層別就業率

就労者/総数	全 国 (H27)	兵庫県 (H27)	香美町 (H27)	香美町 (H22)
15～19歳	12.9%	12.2%	8.0%	5.6%
20～24歳	58.6%	57.7%	70.8%	72.8%
25～29歳	68.2%	68.2%	69.1%	67.6%
30～34歳	63.3%	60.7%	74.6%	66.7%
35～39歳	64.1%	60.4%	79.7%	72.6%
40～44歳	67.9%	65.0%	84.0%	78.4%
45～49歳	70.3%	67.9%	86.9%	81.3%
50～54歳	70.3%	67.7%	83.4%	79.6%
55～59歳	65.0%	61.0%	77.3%	68.8%
60～64歳	49.1%	43.9%	57.6%	51.4%
65歳以上	15.9%	13.4%	18.0%	15.2%
総数 (15歳以上年齢)	45.4%	42.7%	46.1%	43.9%

（資料：H27国勢調査）

